

ID: 7001

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求代表者証明書の交付（地方自治法施行令第91条第2項の準用）	
法令名称 根拠条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 第3条第1項	
法令番号	昭和31年政令第221号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
(解職請求の手続)		
第3条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第91条から第98条まで及び第98条の3の規定は、教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求者署名簿」とあるのは「教育長又は委員の解職請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 91 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項
	条例の制定又は改廃の請求	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求
第 92 条第 1 項及び第 2 項	条例制定若しくは改廃請求書	教育長若しくは委員の解職請求書
	条例制定若しくは改廃請求代表者証明書	教育長若しくは委員の解職請求代表者証明書
第 94 条第 1 項	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 96 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

	項の規定による請求は、同法	る法律第 8 条第 1 項の規定による請求は、地方自治法
	条例制定若しくは改廃請求代表者	教育長若しくは委員の解職請求代表者
	50分の1	3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 97 条第 1 項	50 分 の 1	3 分 の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分 の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分 の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分 の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分 の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分 の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
【基準】 根拠条文に同じ。		
標準処理期間	15日	
備考		
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日 令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1131

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令名 根拠条項	学校教育法 第18条		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【根拠条文】 第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び省令第34条の規定による。 省令第34条 第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	小学校又は中学校の指定変更		
法令名称 根拠条項	学校教育法施行令 第8条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【根拠条文】 第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 政令第8条中「相当と認めるとき」については学校指定変更及び区域外就学許可基準による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	区域外就学の承諾		
法令名称 根拠条項	学校教育法施行令 第9条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【根拠条文】 (区域外就学等) 第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 政令第9条における「区域外就学等」については学校指定変更及び区域外就学許可基準による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 174

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	学校施設利用の許可		
法令名称 根拠条文	社会教育法 第45条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【根拠条文】 (学校施設利用の許可) 第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日